

平成27年5月18日

監査報告書

学校法人 昭和大学
理事会 御中
(評議員会 御中)

学校法人 昭和大学

監事 細山田 明義

監事 小林 邦

監事 宮坂 貞


私たちは、私立学校法第37条第3項及び学校法人昭和大学寄附行為第37条、第38条並びに、経理規程第62条の規程に基づき、平成26年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）の業務、財政の状況及び理事の業務執行の監査を行った。その結果につき、次のとおり報告いたします。

1. 監査の概要

監事は、理事会及び評議員会に出席し、理事からの事業の報告を聴取し、重要な決済書類等を閲覧するとともに、会計監査人と連携し、計算書類について検討するなど、必要と思われる監査手続きを実施した。

2. 監査の結果

- (1) 資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表及び財産目録は、会計帳簿の記載と一致し、法令並びに寄附行為に従い、収支状況及び財産状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 理事の業務執行に関しては、不正の行為はなく、かつ、法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められません。
- (3) 学校教育法等改正の趣旨を踏まえた内部規則や運用の総点検・見直しに関しては、改正法との整合性があり、かつ、学内における検討体制も適切に機能させていたものと認めます。

以上